

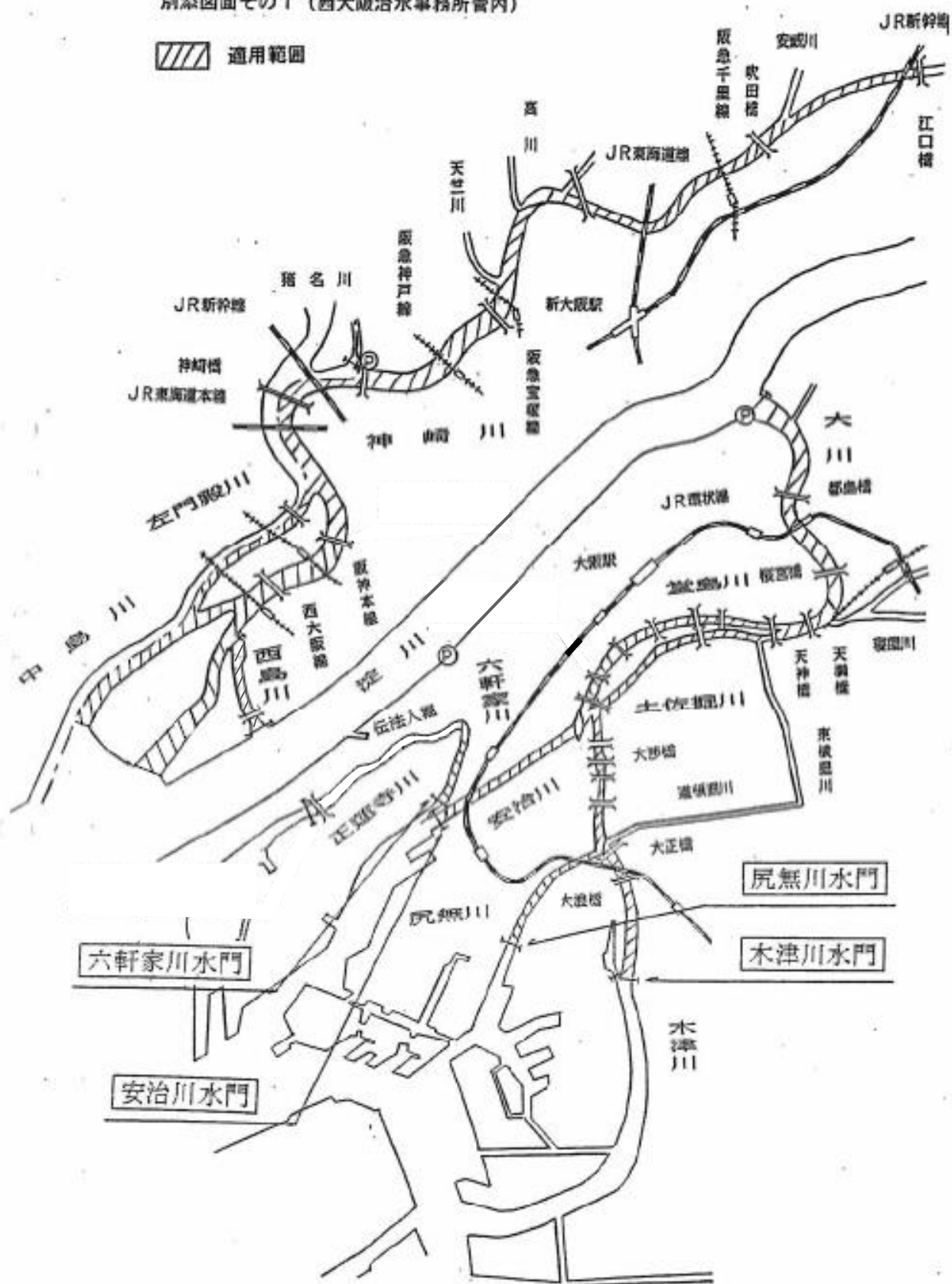
令和7年度 河川浚渫工事施工資格審査希望者の募集について

本 審 査 の 目 的	西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所が発注する河川浚渫工事は、橋梁の桁下高さが低く、土運船等作業用船舶の航行が頻繁になされている区域や防潮水門等重要構造物付近での工事であるため、これら特殊性に精通している必要がある。 このため、別添図面に示す範囲の河川浚渫工事の安全な施工と進捗を図ることを目的として、河川浚渫工事施工業者の一般競争入札への参加資格を厳正かつ公正に審査するものである。
審 査 対 象 工 事	大阪府が管理する淀川水系の河川のうち、別添図面その1、その2に示す範囲の河川浚渫工事（陸上浚渫工事は除く）。
審査を希望する者に求める事項	(1) しゅんせつ工事の登録業者であること。 ※新たにしゅんせつ工事の登録業者として認定を受けようとする業者は「審査に係る手続き期間等」の「(5)特記事項」を参照願います。 (2) 浚渫船及び土運船は自社船、共有船又は専属船であること。 (3) 浚渫船は、バケット容量2.5m³以下の密閉式グラブを備えたもの（以下「グラブ浚渫船」という。）であること。 (4) 土運船は、港湾土木請負工事積算基準（公益社団法人日本港湾協会）による規格区分：鋼300m³（積載量範囲：160～450m³）以下で密閉式であること。 (5) 平成27年4月1日から令和7年の申請日の期間において、元請けとして完成、引渡しが完了したグラブ浚渫船による浚渫工事（※）の施工実績を有する者であること。 ただし、コリンズ登録を行っている工事については、平成22年4月1日から令和7年の申請日の期間において、元請けとして完成、引渡しが完了しているものも有効とする。 （※）国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注した工事に限る。（工種として「浚渫工」（水上からグラブ浚渫船を使用し、浚渫、河床掘削或いは床掘作業から揚土場所又は埋立場所への土運船による運搬までの一連の作業）が含まれる工事でも可とする）。また、JVの構成員として施工した工事である場合は、当該JVにおける出資比率が20%以上のものに限る。
審査に必要な提出書類 （別紙作成要領に基づき作成すること）	(1) 令和7年度河川浚渫工事入札参加資格審査願書（第1号様式） (2) 浚渫船、土運船の保有台数等一覧表（第2号様式） イ）自社船、共有船及び専属船の証明を添付すること。※書類提出時に原本照合を行う ロ）自社船、共有船及び専属船の写真、一般配置図、性能仕様表を添付すること。 (3) 元請施工実績一覧表（第3-1号様式 または 第3-2号様式） イ）施工実績に関する証明を添付すること。 ・ 契約書の写しの場合は、平成27年4月1日から令和7年の申請日の期間において、元請けとして完成、引渡しが完了したグラブ浚渫船による浚渫工事 ・ コリンズ竣工時登録データの写しの場合は、平成22年4月1日から令和7年の申請日の期間において、元請けとして完成、引渡しが完了したグラブ浚渫船による浚渫工事 （※）国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注した工事に限る。（工種として「浚渫工」（水上からグラブ浚渫船を使用し、浚渫、河床掘削或いは床掘作業から揚土場所又は埋立場所への土運船による運搬までの一連の作業）が含まれる工事でも可とする。）また、JVの構成員として施工した工事である場合は、当該JVにおける出資比率が20%以上のものに限る。 (4) その他 ・ 大阪府が必要と認める書類があればそれを添付すること。

審査に係る手続き期間等	(1) 資格審査願書の受付期間 令和7年1月29日（水）から令和7年2月4日（火）までの毎日10時から正午及び13時から16時まで。 (2) 提出方法 令和7年度河川浚渫工事入札参加資格審査願書等様式（第1号様式から第3－1号様式または第3－2号様式）に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、以下の提出先へ提出すること。なお、資格審査願書および必要書類は持参により提出することとし、郵送による申請は認めない。 (3) 提出先 大阪府西大阪治水事務所防災対策課企画防災グループ 大阪市西区江之子島 2-1-64 TEL：06-6541-7772（直通） (4) 審査結果の通知 審査結果は令和7年度河川浚渫工事入札参加資格審査願書（第1号様式）に記載しているメールアドレスにて電子メールで通知する。（令和7年2月下旬を予定） (5) 特記事項 令和7年1月より電子契約システム（新システム）への移行に伴い、令和6年度建設工事等競争入札参加資格の資格認定日が令和7年2月1日から令和7年3月1日に変更となった。そのため、令和7年3月1日にしゅんせつ工事の登録業者として認定を受けようとする業者については、令和7年1月29日（水）から令和7年2月4日（火）までにしゅんせつ工事の登録業者の申請をしたことが確認できる書類もあわせて提出すること。 なお、審査結果については、令和7年3月1日の資格認定が確認でき次第、電子メールで通知する。（令和7年3月上旬を予定）
関係書類	下記のホームページから令和7年度河川浚渫工事入札参加資格審査願書等様式および、河川浚渫工事施工資格審査願書作成要領のダウンロードができます。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o130100/kasenseibi/seibi/07_syunsetusikaku.html
説明会	令和7年度 河川浚渫工事施工資格審査希望者の募集についての説明会は開催しません。 提出書類等に関する質問がある場合は、「資格審査願書等の問い合わせ先」にお問い合わせください。
資格審査願書等の問い合わせ先	【資格審査願書に関すること】 大阪府西大阪治水事務所 技術次長または防災対策課 企画防災グループ TEL：06-6541-7772（直通） ※1 E-mail:nishiosakachisui-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp ※2 【制度全般に関すること】 大阪府都市整備部 河川室河川整備課 都市河川グループ TEL：06-6944-7591（直通） ※1 E-mail:kasen-g24@gbox.pref.osaka.lg.jp ※2 ※1 令和6年12月23日（月）から令和7年2月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時から正午及び13時から16時まで。 ※2 電子メールによる問い合わせの場合は件名に「令和7年度 河川浚渫工事施工資格審査について」と記載し、メールを送信してください。なお、府のセキュリティシステム等によりメールが不着となる場合があるため、メール送信後、電話による着信確認をお願いします。

留意事項	(1) この資格審査は、河川浚渫工事に関する一定の技術能力を事前に審査するものであり、河川浚渫工事施工資格認定（以下「資格認定」という。）をもって、入札参加が保証されるものではない。 (2) 対象工事の一般競争入札にあたっては、次に示す入札参加資格条件を付し、厳正に審査する。 ・ 資格認定を受けた者であること。 ・ グラブ浚渫船及び土運船の保有の確認（自社船、共有船、専属船） ・ 現場条件（橋梁桁下制限、径間長等）に適合する浚渫船・土運船の規格、性能の確認 (3) 資格認定の適用期間は、当該年度末を原則とする。ただし、共有船または専属船の場合であって、その契約期間が当該年度末までないときは、契約期間を認定の有効期間とし、新たに契約を行い、届出ることにより認定期間を年度末まで延長することができる。 (4) 資格認定を受けた者は、認定後、申請内容に変更が生じた場合は、随時、関係書類を添えて届出ること。特に、自社船、共有船又は専属船の証明の有効期間については、必要の都度確認を行い、期間切れ等が判明した場合は、個々の工事への入札参加資格を失うので、注意すること。 (5) 提出書類が虚偽の内容であると判明した場合は、当該年度の資格認定を取り消すとともに、次年度の資格認定を行わないものとする。
------	--

 適用範圍



別添図面その2（寝屋川水系改修工事箇所管内）

 適用範囲

